調達要求番号：４ＰＤＣ１Ａ００００５

<table>
<tr><td colspan="4">陸　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td></td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">水戸地方合同庁舎機械警備</td><td colspan="2">茨城地本―Ｚ２４０４０５</td></tr>
<tr><td>作　　成</td><td>令和５年１２月２０日</td></tr>
<tr><td>変　　更</td><td></td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>自衛隊茨城地方協力本部</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は、水戸地方合同庁舎（以下「庁舎」という。）において実施する機械警備について規定する。

1.2　引用文書等

この仕様書作成の参考にする資料は次によるものとし、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。

a)　参考文書

建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

b)　参考法令

警備事業法

2　機械警備に関する要求

2.1　概要

a)　実施場所

水戸地方合同庁舎

住所：茨城県水戸市北見町１－１１

b)　実施期間

令和６年４月１日００：００～令和７年３月３１日２４：００

c)　業務の概要

庁舎及び庁舎内の動産の安全確保措置として、機械警備により侵入、火災等の異常情報を遠隔監視するとともに、事態発生時における警備出動等を実施し異常事態の早期発見及び被害の拡大防止を図るものとする。

2.2　実施要領

契約相手方は以下に記載する警備のほか、設置された警報機器により異常情報を確認した場合において当然講ずるべき警備について実施するものとする。

a)　通常警備

1)　警備開始操作から解除操作までの時間において、防犯、防火（自火報）について機器による警備を行う。

2)　契約相手方は、庁舎内に警報機器を設置し、各種感知器及び官側の設備等からの異常信号を契約相手方の監視センターへ送信する。

3)　契約相手方は、各種感知器及び契約相手方の設備等からの信号を受信可能な監視センターにおいて、監視員により警報受信装置を監視する。

4)　契約相手方は、前項に定めた監視員との連絡が常時可能な警備員を配置し、異常が発生した場合には警備員を業務対象施設へ急行させ、異常信号の原因を確認するとともに、必要となる関係機関への通報及び緊急連絡先による連絡先への連絡を行うこととする。

5)　契約相手方は、前項により出動した場合は官側に報告書を提出するものとする。

b)　**火災発生時**

1)　庁舎内において火災が発生した場合、庁舎内に設置した通報装置により通信事業者等の回線を経て、火災通報信号を契約相手方の監視センターへ送信する。

2)　契約相手方の監視センターで火災通報信号を受信したときは、警備員を速やかに庁舎へ急行させ火災を確認した後、官側に代わりその旨を関係機関に通報する。ただし、契約相手方は電話等により官側の火災を確認できたときなど、警備員を派遣する前に代わって直ちに関係機関に通報する。

3)　前項のいずれの場合においても、庁舎に到着した警備員は火災を確認した場合には、被害の拡大防止に努める。

4)　通報機能は、庁舎内に設置した自動火災報知設備等の作動により、それを契約相手方の通報装置で信号化し、通信事業者等の回線を経て、丁契約相手方の監視センターに自動的に送信するものとする。

5)　業務提供時間内において、庁舎内に設置した警備操作器を官側が所定のＩＣスティック等を用いて操作し、電源及び回路を確認し、警備（警戒）状態にあるとき契約相手方に通報することができるものとする

6)　官側が、加入電話回線を通話用と火災通報用とに共用している場合、通話状態にあるときは契約相手方の監視センターへの通報が阻害されることを了承する。

2.3　警備出動等に係る経費負担

以下に記載する事項については、有償とする。

a)　緊急発報以外の官側の要請に基づく出動。

b)　緊急発報であっても、その発報が官側に起因して警報装置が作動したことにより出動した場合。

c)　緊急発報と官側の出動要請が重複した場合は、緊急発報とみなし無償の範囲とする。

d)　信号回路として加入電話を使用する場合には官側が負担する。

2.4　警報機器

a)　契約相手方が警備実施のために庁舎内に設置する警報機器については、契約相手方の所有に属する。なお、機器の種類、個数及び設置場所は別紙第１及び第２による。

b)　官側は、契約対象施設の増改築、模様替え、レイアウト変更もしくは用途変更をしようとするときは、その日から起算して１５日前までに契約相手方に通知するものとする。

c)　庁舎の増築、改築、新築等により既設の警報機器の移動又は変更等の必要が生じた場合は、事前に契約相手方に通知するものとし、当該工事費用は官側が負担する。なお、工事等により新たに警報機器の付加が必要と認められた場合も同様とし、これに伴い業務委託料を改定することを得るものとする。

d)　契約相手方は警報機器を常時円滑に運用できるように適宜点検を行うものとし、点検の都度、その結果を官側に報告するものとする。

e)　官側は、警報機器の取扱いについて、過誤のないよう日常注意するとともに、警報機器について、故障又は異常を発見したときは直ちに契約相手方に通知するものとする。

f)　警報機器の補修又は交換に要する費用は、その原因が官側の責めに帰すべき事由によるときは、官側が負担するものとする。

g)　警報機器の配線の自然消耗により、業務提供に支障が生じた場合は、契約相手方の費用負担で配線の補修又は取替えを行うものとする。

3　その他

その他については、以下の通りとする。

a)　本契約において、官側は合同庁舎入居官署ごと一定数定め、連絡優先順位を契約相手方に明示するものとする。

b)　官側は緊急連絡先、優先順位を変更するときは、事前に遅滞なく、その旨について文書をもって契約相手方に通知するものとする。

c)　契約相手方はこの契約の業務遂行中、必要と認めたときは前項の緊急連絡先に電話連絡するものとする。

d)　契約相手方は、この契約における業務遂行のため官側から鍵の預託を受けた場合は預り証を発行し、責任をもってこれを保管管理するものとする。

e)　契約相手方は、警報機器操作のため、ＩＣスティック（ＩＣカードを含む）を合同庁舎へ入庁する３官署へ対し提供することとする。なお、預託されたＩＣスティック（ＩＣカードを含む）については、各官署が責任をもってそれぞれ保管管理するものとする。

f)　事由の如何を問わず、この契約を終了又は変更したときは、官側及び契約相手方は、その保管する鍵を直ちに契約相手方に返還するものとする。

4　仕様書等に関する疑義

契約相手方は、この仕様書について明示がない事項または疑義を生じた場合については、官側へ連絡し、協議により定めるものとする。